

社会保障審議会令第6条第6項及び社会保障審議会運営規則第4条の規定により分科会及び部会の議決を審議会の議決とする「会長の同意」の運用解釈について(案)

〔 令和 7 年 ● 月 ● ● 日 〕
〔 社会保障審議会決定 〕

社会保障審議会令(平成 12 年政令第 282 号)第6条第6項及び社会保障審議会運営規則(平成 13 年 1 月 30 日社会保障審議会決定)第4条の規定により、分科会及び部会の議決を審議会の議決とすることができる「会長の同意」について、技術的かつ軽微であり、短期間で繰り返し「会長の同意」を得る必要がある事項を別表のとおり定め、これについては、特段の事情がない限り、「会長の同意」を得たものとして取り扱うものとする。

なお、別表への事項の追加は、あらかじめ、審議会に諮ることを要する。

(別表)

分科会 又は 部会名	事項 番号	事 項
医療保険 部 会	1	研究者等の申請に基づき、厚生労働省が保有する匿名医療保険等関連情報データベース(NDB)からのデータ提供(厚生労働省が解析用に処理したデータに、研究者等がクラウド上で接続して利用する場合に限る。)の可否を審査した審議結果